

商品概要説明書

プロテクト・リフォームローン（株式会社ジャックス保証）

2024年4月1日現在

商品名	プロテクト・リフォームローン（ジャックス保証）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当 JA の地区内に居住または勤務している方。 ○ 借入申込時の年齢が満 20 歳以上満 65 歳以下（完済時年齢満 75 歳以下）の方。 ○ 勤続（営業）年数が 2 年以上かつ、安定・継続した収入の見込める方。 ○ 住居が本人または同居の配偶者、親または子の所有物件であること。 ○ 原則、団体信用生命共済に加入できる方。 ○ 過去に不渡り、延滞等の事故がなく、株式会社ジャックスの保証を受けられる方。 ○ リフォームローン、または住宅ローンの借換を資金用途に含む場合、その借換対象のローンで直近 6 ヶ月以内に返済遅延がない方 ○ その他当 JA が定める条件を満たしている方。
資金用途	<ul style="list-style-type: none"> ①住宅の増改築および、住宅設備機器資金 ②バリアフリー工事および介護機器購入資金 ③キッチン、トイレ、浴室等のリフォーム資金 ④エコキュート、太陽光発電システム購入資金 ⑤耐震強化工事資金 ⑥上記①～⑤のリフォーム資金とリフォームローンの借換を合わせた資金 ⑦上記①～⑤のリフォーム資金と住宅ローンの借換を合わせた資金 但し、住宅ローンは返済実績が 5 年以上あり、且つ直近 6 か月以内に返済遅延がないこと ⑧リフォームローンの借換資金 ⑨上記①～⑦の資金と同時に家電、家具を購入または買い替えをするための資金
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10 万円以上 1,500 万円以内（1 万円単位） 但し、自営業者は 1,000 万円以内とする。 なお、借換資金のみの場合は、一括償還金額を上限とする。
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 6 か月以上 20 年以内（1 ヶ月単位） 但し、借換資金のみの場合は残存償還期間を上限とする。
融資方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事完了を確認終了後、販売（工事施工）業者へ振込とします。 但し、資金用途⑩について業者振込が困難な場合は、100 万円又は資金用途①～⑦の借入額に対し 30%にいずれか低い額であれば、工事完了後に顧客口座振込を可とする。
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 【変動金利型】 お借入時の利率は、3 月 1 日および 9 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、4 月 1 日および 10 月 1 日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3 月 1 日および 9 月 1 日）以降、

	<p>次回基準日までに基準金利（住宅ローンプライムレート）が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>(1) 毎月元利均等返済</p> <p>(2) 毎月元利均等返済とボーナスの併用</p> <p>※但し、ボーナス返済元本は融資金額の50%以内とする</p>
保証料率	○ 年利1.00%の固定方式とする。
担保	○ 不要です。
保証人	○ 当JAが指定する保証機関（ジャックス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
団体信用生命共済	<p>○ ※貴組合にてご確認願います</p> <p>○ 融資金額500万円以内、且つ融資期間が15年以内の場合は、団体信用生命共済への加入は任意（加入できない方を含む）とすることができます。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部（電話：023-653-5110）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、山形県農業協同組合中央会が設置・運営する山形県JAバンク相談所（電話：023-634-8234）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または山形県JAバンク相談所にお申し出下さい。</p> <p>山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記山形県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記山形県 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A てんどう

商品概要説明書

アパートオーナー向けリフォームローン（株式会社ジャックス保証）

2024年4月1日現在

商品名	アパートオーナー向けリフォームローン（ジャックス保証）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○ 当 JA の地区内に居住または勤務している方。○ 借入申込時の年齢が満 20 歳以上、完済時年齢満 80 歳以下の方。○ 家主としての業歴が 3 年以上ある方。○ 前年度年収が 250 万円以上ある方。○ 本ローン含む有担保（アパートローン）の年間返済額が前年度家賃収入の 80%以内（敷金、礼金は除く）の方○ 本ローン対象物件にアパートローンの利用がある場合、直近 1 年以内に返済遅延がない方○ 原則として、団体信用生命共済に加入できる方○ 過去に不渡り、延滞等の事故がなく、株式会社ジャックスの保証を受けられる方。○ 本ローンの返済口座と家賃収入の振込口座を同一とできる方○ その他当 JA が定める条件を満たしている方。
資金用途	本人が所有する賃貸を目的とした物件に対する下記資金 （貸店舗・貸事務所、およびアパート併用の店舗・事務所部分は除く） <ul style="list-style-type: none">①増改築資金（内装工事含む）②設備機器購入資金③太陽光発電設備（10kw 未満）、高効率給湯器、オール電化システム等④10kw 以上 50kw 未満の産業用太陽光発電設備購入資金
借入金額	○ 10 万円以上 1,000 万円以内（1 万円単位）
借入期間	○ 6 か月以上 15 年以内（1 ヶ月単位）
融資方法	○ 工事完了を確認終了後、販売（工事施工）業者へ振込とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○ 【変動金利型】 お借入時の利率は、3 月 1 日および 9 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、4 月 1 日および 10 月 1 日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3 月 1 日および 9 月 1 日）以降、次回基準日までに基準金利（住宅ローンプライムレート）が年 0.5% 以上乖離した場合は 1 か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。○ お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。○ 利率は店頭に掲示します。詳細については、当 JA の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	(1) 毎月元利均等返済

	<p>(2) 毎月元利均等返済とボーナスの併用</p> <p>※但し、ボーナス返済元本は融資金額の50%以内とする</p>										
保証料率	○ 年利1.20%の固定方式とする。										
担保	○ 不要です。										
保証人	○ 当JAが指定する保証機関（ジャックス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。										
団体信用生命共済	<p>(1) 団体信用生命共済への加入を条件とする。</p> <p>○当JA指定の下記団体信用生命からご選択、ご加入いただきます。尚、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下記記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="467 656 1310 940"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付</td> <td>年0.15%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病補償特約付</td> <td>年0.30%</td> </tr> <tr> <td>9大疾病補償保険付</td> <td>年0.30%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	長期継続入院特約付	年0.15%	三大疾病補償特約付	年0.30%	9大疾病補償保険付	年0.30%
団体信用生命共済名	加算利率										
団体信用生命共済（特約なし）	なし										
長期継続入院特約付	年0.15%										
三大疾病補償特約付	年0.30%										
9大疾病補償保険付	年0.30%										
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部（電話：023-653-5110）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、山形県農業協同組合中央会が設置・運営する山形県JAバンク相談所（電話：023-634-8234）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または山形県JAバンク相談所にお申し出下さい。山形県弁護士会、仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記山形県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <p>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム</p>										

	<p>等により、共同して解決に当ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記山形県 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当 J Aおよび当 J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J Aてんどう